

賛助会員規約

(目的)

第 1 条 この規約は、定款第 6 条の規定に基づき、特定非営利活動法人睡眠歯科学会(以下「本法人」とする)の趣旨に賛同し、その事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第 2 条 賛助会員の資格を有する者は、本法人の理念及び事本に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする企業とする。

(入会)

第 3 条 本法人の会員となるためには、別に定める賛助会員入会申込書を申請し理事会において決定する。

(会費)

第 4 条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。3・8・12 万円 の 3 種類とする。

(退会)

第 5 条 賛助会員が退会を希望する場合、あらかじめ本法人に届出て退会できる。但し、既に納入された年会費は返納しない。

(除名)

第 6 条 本法人は、以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により賛助会員を除名することができる。

- (1)本法人の事業を妨げ又は妨げようとした場合
- (2)故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした場合
- (3)犯罪その他の信用を失う行為をした場合

(守秘義務)

第 7 条 本法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本法人の許可を得ずに、会員として知り得た本法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(賛助会員特典)

第 8 条 本法人は、第 1 条の目的を達成するために賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1)本法人のウェブサイトへの社名掲載（バナーは不可）

(2)抄録号を除く学会誌へ広告掲載費免除

・年会費 8 万円の場合：1/2 頁

・年会費 12 万円の場合：1 頁

(3)その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(その他)

第 9 条 賛助会員について本規規約定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則 この規約は、令和5 年 2 月 10 日より施行する